

まちなかで営業している店舗の事業継続・事業承継を応援します！

詳しくは
こちら！



前橋市まちなか 令和6年度 既存店支援補助金

まちなかで店舗やオフィスを経営する事業者で、事業継続や事業承継、販路拡大に向けた新たなチャレンジを実施する場合に、その経費の一部を補助します！

申請
期間

令和6年4月1日から令和7年2月28日まで

*令和7年3月31日までに事業が完了し、支払いが完了するものが対象です。

対象者

次のすべての条件に該当する事業者が対象です。

- ・対象区域内で1年以上(事業承継は5年以上)店舗等を営業している事業者
- ・補助対象事業が着手前であること
- ・週4日以上かつ1日あたり2時間以上の営業をしていること
- ・風営法関連業種でないこと
- ・めぶくPayの加盟店となること
- ・前橋商工会議所の支援を受け、事業計画を作成する事業者



めぶく Pay

令和5年12月からスタートした
前橋市内で使える電子地域通貨です。

めぶくPay
公式ページ



対象区域

前橋市アーバンデザイン
策定区域 (約158ha)

補助対象となる経費

改装工事費

内装、外装、空調
給排水設備工事等

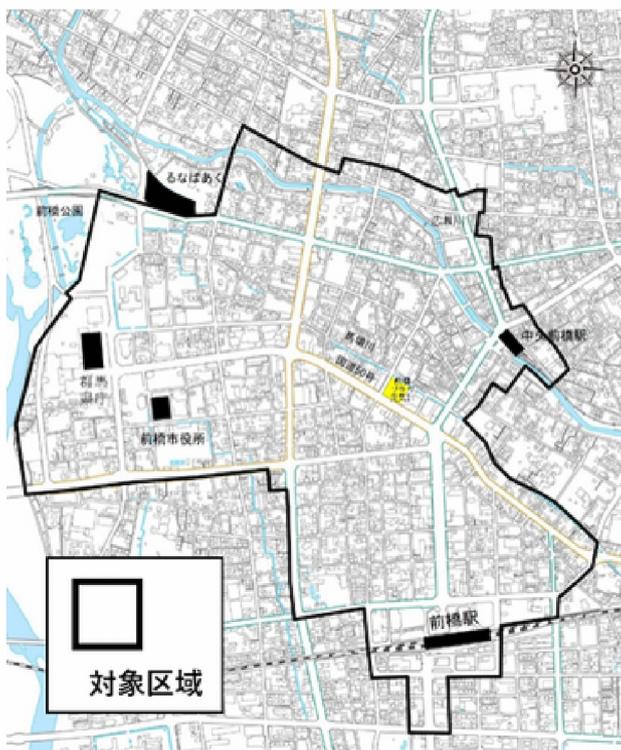
備品購入費

耐用年数1年以上で
単価が10万円以上のもの

*デジタル導入に係る備品購入費 (パソコン、プリンターなど) に対する交付金額の上限額は5万円までとなります。

補助金額

(補助率：1/2)



区分	補助上限額
維持・管理型	25万円
チャレンジ型	40万円
事業承継型	100万円

問い合わせ先

前橋市産業経済部にぎわい商業課商業振興係
TEL 027-210-2188 FAX 027-237-0770

補助メニューについて

維持・管理型

店舗や事務所の維持・管理に向けたメンテナンスに伴い実施する事業

- (例)
- ・床・壁の張り替え工事
 - ・トイレの改修工事
 - ・エアコンの改修工事
 - ・テーブル等の買い替え など

チャレンジ型

新製品の開発や販路拡大など、店舗等の新たなチャレンジに向けて実施する事業

- (例)
- ・店舗や事務所の移転
 - ・新事業開拓に必要な備品購入や改修工事 など

事業承継型

事業承継（代表者変更）を契機に取り組む新たな事業 承継計画は最長3年間に渡り策定が可能です。

前橋商工会議所による支援について

補助金の申請にあたって、前橋商工会議所による事業計画の作成支援を受け、交付申請書を提出する際に「事業支援計画書」を添付する必要があります。支援については費用はかかりません。なお、受付期間終了間近のご相談は対応できない場合がありますので、ご承知おきください。



前橋商工会議所
前橋市日吉町一丁目8-1
問い合わせ TEL 027-234-5111

補助金申請の流れ

「申請条件確認票」を作成し、
にぎわい商業課に提出



交付申請書類を作成・準備
(前橋商工会議所の作成支援・確認が必要です)



交付申請書をにぎわい商業課に提出

書類審査・現地確認
(約1～2週間)



事業を実施
(工事の着工・備品の発注など)



業者への支払い



実績報告書類を作成・準備
前橋商工会議所の担当者へご連絡ください。
書類の作成支援・確認が受けられます。



実績報告書を提出し、補助金請求

書類審査・現地確認
(約1～2週間)



補助金受け取り

注意事項

- ・予算額に達した時点で受付を締め切ります。
- ・事業の開始前に申請が必要です。
- ・現地確認の際は申請者の立ち会いが必要です。
- ・補助事業の遂行に関する説明及び実施調査を求められた際はこれに応じなければなりません。
- ・その他、詳しくは補助金交付要項をご覧ください。

窓口のご案内

にぎわい商業課は
前橋プラザ元気21の1階に
事務所があります。
お気軽にご相談ください。

Google map
が開きます

